

【議事録】要点筆記

会議名	海釣機能専門分科会 (令和元年11月20日開催分)		会場	芦屋町役場 44会議室		
日時	令和元年11月20日(水) 14:00~15:35					
件名・議題	1 辞令交付 2 指名書交付 3 会長・副会長選出 4 議事 (1) 現状と今後のすすめ方 (2) 海釣施設のあり方 (3) 施設完成までの運用 (4) 管理方法など					
委員の出欠	会長	吉田 博司	出		郷原 未来	欠
	副会長	皆川 公一	出		西森 誠	欠
		鶴原 修	出		河村 拓磨	出
事務局等の出席	<b>【事務局】</b> ・芦屋町 芦屋港活性化推進室 ・芦屋町 産業観光課 商工観光係					
合意・決定事項	○会長、副会長は、互選により次のとおり選任された。 会長：吉田博司、副会長：皆川公一 ○現状と今後のすすめ方について、承認された。 ○海釣施設について、新設する波除堤に海釣機能を付与し、東防波堤からふりかえる。 ○動線は、釣り人とボート利用者の動線を分けた方が望ましい。 ○必要な設備については、前回の検討結果に準じる。 ○施設完成までの運用については、現状維持とし、波除堤完成後に一般開放する。 ○管理方法について、前回の検討結果に準じる。					



# 海釣機能専門分科会（令和元年 11 月 20 日開催分） 議事録

## 1 辞令交付

■芦屋港活性化推進委員会設置条例（平成 29 年条例第 18 号）第 5 条に基づく臨時委員の任命辞令を町長代理として芦屋港活性化推進室長より交付。

## 2 指名書交付

■芦屋港活性化推進委員会設置条例（平成 29 年条例第 18 号）第 8 条に基づく海釣機能専門分科会委員の指名書を委員長代理として芦屋港活性化推進室長より交付。

## 3 会長・副会長選出

■芦屋港活性化推進委員会設置条例（平成 29 年条例第 18 号）第 9 条に基づき、当専門分科会の会長及び副会長の選出を行ない、次のとおり選任した。

会 長：吉田委員

副会長：皆川委員

## 4 議事

■事務局より、出席者数（4 名）・欠席者数（2 名）・傍聴者（なし）について報告。

今回より事務局のうち、産業観光課農林水産係から商工観光係が参加することの説明及び紹介。

### （1）現状と今後のすすめ方

■事務局より資料 1 に沿って現状及び今後のすすめ方について説明。

○現状と今後のすすめ方について、質問があればお願いしたい。【会長】

○県からの提案内容を町としては進めていくのか。【委員】

⇒町としては、委員の皆さんの意見を集約して、町の考え方として取りまとめたうえで県に回答する。【事務局】

⇒県から波除堤に釣り機能を付与する提案のなかで、必要な設備や機能を議論いただいて、県に回答をしたいと考えている。県としても予算をつけて提案をしてきていることから、お互いに平行して作業をしながら進めたいと考えている。【事務局】

○県から物流ゾーンを移転する提案だが、現在物流ゾーンとして使用している場所が使用できる確約は取れているのか。【委員】

⇒県と事業者の交渉は今後進められると聞いている。【事務局】

## (2) 海釣施設のあり方

■事務局より資料2の内容について、福岡県からの提案で影響がある事項、前回の検討結果及び、芦屋港活性化推進委員会で各委員から課題として挙げられた事項について説明。

### ①施設配置について

■事務局より新設する波除堤へ海釣機能を付与することについて、釣果や利便性について意見をいただきたい旨の説明。

○施設配置についての意見をお願いしたい。【会長】

○波除堤については、現在砂事業者がいる場所（4号A岸壁）側から出す案はないのか。【委員】

⇒県からは、今回の波除堤の形状で静穏度を確保できるという提案を受けており、他の案の提案はない。【事務局】

○波除堤取付部と東防波堤の先端部との角は潮の流れが強く、先端部の堤防は潮が抜ける構造となっており、流れで糸が絡むなど釣りが難しい。東防波堤の先端から波除堤を出すことはできないか検討してほしい。【委員】

⇒波除堤を東防波堤の先端に設置する場合、沖に投げると船の航路に掛かることから難しい。遠賀川の河口堰を開放した場合、港湾の西側からでないとならば船の出入りが出来ない。漁業者からも船の往来に支障が出ないように意見が出ている。【委員】

⇒漁業者の船も通るが、砂事業者の船の旋回などやプレジャーボート係留施設の静穏度を考えたうえで、現在の波除堤の位置となっており、航路とも関係するため今より沖に出すことは難しい。【事務局】

○釣果に関しては、東防波堤では一定の釣果があったが、波除堤となった場合の釣果はどうか。【事務局】

⇒釣果については、港湾内で鯰の釣果がある。その他キスやアコウ（キジハタ）やチヌ（黒鯛）なども東防波堤で釣れる。波除堤でも一定の釣果は見込める。ただし、波除堤が出来てすぐは、魚が住み着きにくいと思う。【委員】

○波除堤に釣り施設を設置することは、東防波堤で釣るよりも良い。【委員】

○波除堤での釣果は見込めるが、波除堤を整備することで、潮の流れなど目に見えない変化が起こる可能性がある。出来る範囲の中で、テトラを入れるなど魚が住みやすく、増えていける環境にしてほしい。【委員】

⇒港湾で実施しているファミリーフィッシングでヒラメやアラカブを放流しているので、その魚が住み着く環境、例えば、敷石、テトラ、堤防のスリットなどを整えてほしい。【委員】

○東防波堤から波除堤に場所が移ることでの距離などの利便性についてもご意見をいただきたい。【事務局】

⇒東防波堤の幅が狭いため動線の問題がある。漁協側は幅があるが、入口は防砂フェンスが設置してあるため狭くなっている。防砂フェンスは譲ることが出来ない。【委員】

⇒東防波堤の真ん中にフェンスがあり、漁協とのエリア分けがされており、幅の拡張は難しい。前回の検討結果でも人の往来がある中で、釣りをすることを検討した。東防波堤は人の往来のみとなるが、釣り客だけでなく、ボート利用者も同じところを通ることになる。【事務局】

⇒特に遊漁船利用者はクーラーなど荷物が多い。東防波堤の幅では、釣り人とボート利用者をポールなどでの分けすることが難しい。【委員】

⇒プレジャーボート係留施設分科会での話となるが、遊漁船を許可したら不特定多数の人が利用するため、想定はしていなかったと思う。【委員】

⇒遊漁船は係留しない方向性である。【事務局】

⇒ボート利用者の動線は専用の浮棧橋を設置できないか。そうすれば、東防波堤は釣り人が釣り場に行く通路となり動線が別となる。【委員】

⇒現状は東防波堤から棧橋ごとに、セキュリティーゲートを設置する提案であるが、町としても同様の提案を県にしている状況である。【事務局】

○意見をまとめると、波除堤を東防波堤の先端に設置する意見は、漁船の航路と被るので難しい。波除堤に海釣機能を付与することについては、立地も良く、一定の釣果も見込めるため良い。

波除堤の位置に関しては、あくまでもプレジャーボート係留施設が優先されるので、プレジャーボート係留施設の配置による。波除堤外側が海釣施設となるため、魚が住みやすく、潮の流れの影響を考えた施設を検討してもらいたい。

動線については、ボート利用者と釣人が釣り場に行く動線でトラブルが考えられるため、分けたほうが良い。【会長】

## ②必要な設備について

■事務局より前回の分科会検討報告書の設備内容を説明。波除堤に海釣り機能を付与した場合、見直す必要がある設備について意見交換をした。

○前回の検討では、既存施設をどのように整備するかという内容であった。今回は釣り施設として整備する場合どうしたらよいかという内容であり、皆さんに意見を願いたい。【会長】

○付帯設備は現状のままで良い。新たに波除堤を設置する中で、釣り人にとって使いやすいように設計をすることが必要。【委員】

⇒うみんぐ大島の釣り防波堤は、ベンチは設置せずに、防波堤に段差を設けている。段差がベンチ代わりにもなるし、荷物などは段差に置いているため、釣り人の動線の問題や

トラブルが改善されている。【会長】

○プレジャーボート係留施設を整備するなかで、水道を波除堤の近くまで引く可能性があるが、そうなった場合の手洗い場の位置はどうか。【事務局】

⇒手洗い場は、釣場の近くにあった方が良い。【委員】

○足場が餌などで汚れるので、傾斜や溝をつけることで、撒餌などの汚れが水や雨などで流れるような構造にできないか。【委員】

⇒排水機能の整備は難しいが、傾斜や溝は今後検討する。【事務局】

○常夜灯が必要である。【委員】

⇒安全性、集魚効果を考えても電灯は必要。どのような施設管理をするかは別としても、早朝や夜釣りなど釣り人の安全面を考えると必要である。波除堤の先端には灯台のようなものが設置されると思うが、ボート利用者の観点から考えても、波除堤の途中に電灯があることでプレジャーボート係留施設の盗難防止にもつながるため、絶対に必要な設備である。【会長】

○意見をまとめると、付帯設備は前回の検討結果と変わらないが、新設する波除堤には、安全面や防犯面などから、電灯の設置が必要である。プレジャーボート係留施設に水道が整備されるのであれば、釣場の近くに水道を設置してほしい。【会長】

### (3) 波除堤完成までの運用

■事務局より波除堤設置までの運用について説明。波除堤の整備は最短の場合、令和3年度からとなると仮定した場合、東防波堤の一般開放は、約1年間しか出来ない可能性がある。また、開放にあたっては、最低限の安全対策が必要のため費用も掛かる。そこで、波除堤完成までの運用について意見を伺いたい。

○当初の計画である東防波堤を整備して開放をするのか、それとも、整備しても約1年しか開放期間がない中で、現状維持としながら波除堤の完成を待つのか意見を伺いたい。

【会長】

○波除堤完成までは、現状維持で良い。一般開放は波除堤完成まで待つのがベストである。【委員】

○完成までは現状どおりで良いが、工事を開始し東防波堤が立入禁止となった場合、漁協内や遠賀川導流堤への釣り人の進入が容易に想像できる。漁協としては、波除堤を整備する前に棲み分けなどの整理・対策をしてもらう必要がある。前回報告書をまとめてから、約1年間釣り人の様子を見ていたが、マナーが良くない人がいる。波除堤が出来る前にトラブルが起こると、一般開放にも賛同できない懸念もあるので、先に棲み分けなどの対策をして、共存をしてからの方が、漁業者の理解を得やすい。【委員】

○意見をまとめると、工事開始までは、現状維持のままとして、波除堤完成まで一般開放は待つ。波除堤完成まで東防波堤が釣り禁止となった場合、遠賀川導流堤や漁協内に釣り人の移動が想定されるため、棲み分けやゾーニング・ルール作りなどの対策を行う必要がある。トラブルが多く起きた場合に波除堤の開放に賛同できない可能性があるため、行政と漁協で完成までの4年間で対策を実施してほしい。【会長】

#### (4) 管理方法など

■事務局より利用料金・利用時間・管理方法について、新たに検討すべき内容があれば、意見をいただきたい旨を説明。

○前提として、プレジャーボート係留施設がどのような内容になるか決まっていな中での議論は難しい。どのような施設になるのか決まっているのか。【会長】

⇒プレジャーボート係留施設に関しては現在検討中であるが、東防波堤からの浮棧橋は、脇田フィッシャリーナのような係留施設のみでサービスはしない考えである。運用についても、管理人がいるのは日中のみで、それ以外の出入りはセキュリティカードなどで各自入ってもらうなど検討している。マリーナ部分は4号A岸壁を使う方向性である。現状では確定していないので、今考えられる中での理想形を意見としていただきたい。【事務局】

○難しい内容であるので、参考までに近隣の事例を紹介する。海釣り公園といっても、様々である。近隣に福津漁港があるが、既存の波止に落下防止の柵をして開放している。規約や時間の制約もなく、駐車場も無料であり自由に利用できる施設である。料金を取っている場所は、うみんぐ大島や他の海釣り公園などがあるが、料金を取れば管理責任が発生するため、落水者、風、時間、時期などを管理しながら、釣り人の安全を確保する。管理責任が発生すると当然管理する人が必要となる。こういった形態の海釣施設にするのかで方向性が大きく変わるため、どちらがよいか皆さんの意見を伺いたい。【会長】

○前回同様に無料で夜釣りもできる開放型の施設が良い。安全面も考えないとはいけないと思うが、ファミリー層に、無料で楽しんで釣りを体験してもらう施設が良い。【委員】

○有料にするのであれば、お金をかけてしっかりとした釣り場を整える必要がある。今回のようにプレジャーボート係留施設の波除堤を利用しての計画であれば、無料が望ましい。ただし、照明などを多めに設置するなど危険を回避するための対策は必要。【委員】

○釣果はあるが、初心者向きであり、水深があるわけでもない。場所が変わっても、料金を取るまでの施設ではないため、前回同様に無料で良い。【委員】

⇒前回の議論でも、初心者の方にまず体験してもらいたいというコンセプトであるため、前回の検討結果を踏襲しながら、今後事務局で課題を整理していきたい。【事務局】

○本日の議題については、審議を終了する。【会長】

以上